

投票所一覧表

地区	投票区	あなたの住んでいるところ	投票所
日章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章宮農生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上埜内、本村(北・南)、東町(東・西・駅前)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	南国市農協立田出張所
	第3	下埜内(北・南)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(西1・2、中北、中南、東1・2・3)、下島(浜・里)	久枝公民館
大橋	第5	龍間(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(北・南)、榎田町、稲吉(東・中・西)、西座、新川	大橋小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大塚団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	藤原(東・西・北)、南小籠南	藤原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稲生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生公民館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十市	第11	人形谷、糸木橋上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、礼場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	高齢者多世代交流プラザ
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	野口直治氏方倉庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
前浜	第18	浜田	浜田公民館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	高木正平氏方倉庫
後免	第20	里組	下田村共同利用施設(下田樓会)
	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
	第22	西山、柳津山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上廿枝、古市、折年	長岡東部公民館
	第25	一区、二区、三区(東・西)、中央団地、四区	南国市立第五集会所
	第26	五区、六区(東・西)、七区(東・西)	南国市立第一集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、聖前町(1・2・3・4丁目)	宇田公民館
長岡	第28	西島、折年団地、八区、小山団地、北小籠、南小籠、清風園、土佐希望の家	南国市立第四集会所
	第29	国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、国府寮、比江(上・下・東・城東)	国府小学校
久礼田	第30	植田(北・南・西)	植田公民館
	第31	久礼田(沖ノ土居、石堂、中北、中南北、中南北、西北、西南、高石)	久礼田体育館
	第32	植野(東・中・西北・西南)、鎮石(北・中・南)	植野公民館
瓶岩	第33	突崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷(一遺木、森野、中ノ谷、中平、滝下、小滝、中組、番所、中部、小倉)	白木谷公民館
	第36	(上・下)八京、丸山組	岡崎豊氏方倉庫
	第37	奈路(東・西・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
岡豊	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝公民館
	第40	笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)	八幡公民館
	第41	小蓮(東・西)、定林寺、滝本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原区大宿舎、蒲原団地、蒲原住宅	蒲原公民館
	第43	中島(山島・町、沖)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島区大宿舎、中島消防屯所	中島消防屯所
野田	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
	第45	包末、(東・西)金地	包末公民館
	第46	福船、尾ノ内	岩村公民館

好きです高知 行きます投票 知事選挙

11月26日は県知事選挙の投票日

任期満了に伴う高知県知事選挙の投票が、十一月二十六日に行われます。投票の受け付けは午前七時から午後六時まで(成金、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後四時まで)です。

今後四年間の県政を任ずる代表を決める、私たちの重要な意思表示の場です。あなたの一票を大切に。



投票できるのは
現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。

○昭和五十年十一月二十七日までに生まれた人

○平成七年八月八日までに南国市に転入届をし、引き続き住んでいる人
※今年十一月一日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された人は、前の住所の投票所へ行ってください。

投票所入場券を忘れずに
各世帯に投票所入場券を配布します。投票日には、投票所入場券を持って、別表の投票所へ行ってください。不在者投票の場合も投票所入場券を持参してください。

転出入をした人は

○平成七年七月二十六日以降に南国市から県内の他の市町村に転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、南国市で投票、不在者投票ができます。
○十一月八日現在で選挙時登録を行いますので、平成七年八月九日以後に南国市に転入届を出した人は投票できませんが、前の住所地で投票、不在者投票ができます。

不在者投票

投票日に次のような理由で投票所に

行けない人は、十一月九日から十一月二十五日までの間に不在者投票ができます。不在者投票は午前八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会市役所四階で受け付けていますので、投票所入場券と印鑑を持っておいでください。

○投票所以外で仕事をしている場合
○やむを得ない用事や事故で市外に旅行または滞在中の場合
○病気、けが、妊娠、身体の障害、産褥のため、歩くのが難しい場合
○監獄、少年院、婦人補導院などに収容、養老院、老人ホームなどに入所されている場合

次の人のうち、本人が申請し、選挙管理委員会が郵便投票証明書を交付した人は、郵便で投票ができます。十一月二十二日午後五時までに、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて、選挙管理委員会に投票用紙などの交付を申請してください。

郵便によって投票できます

※病院や老人ホームなどの場合は、一部持参できる場合もありますので、それぞれの施設などでお尋ねください。

代理投票

身体障害者や字が書けない人も、投票日に投票所に行けば、補助者に代理記載を、ごまらうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

※選挙についてのお問い合わせは、南国市選挙管理委員会(南国市役所内線441)まで

農業委員選挙は 11月5日です

公示日以前でも請求できます。郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求してください。

○身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が一級から二級、心臓、腎臓、呼吸器の障害が一級から三級までの記載のある人
○戦傷病者手帳に、両下肢または体幹の障害が特別項症から第二項症、心臓、腎臓、呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの記載のある人
※郵便投票証明書の有効期限は、交付日から四年間です。有効期限が切れる人は、請求書に身体障害者手帳や戦傷病者手帳などを添えて請求することができます。